

	改正健康増進法 (平成30年7月18日成立)	東京都受動喫煙防止条例 (平成30年6月27日成立)
幼稚園、小・中・高校、 大学、病院、行政機関	敷地内禁煙 (屋外喫煙所の設置は可)	敷地内禁煙(幼稚園・保育所、 小中高校は屋外喫煙所も不可)
大規模の飲食店 (チェーン店など)	資本金＞5000万円の飲食店、 客席面積＞100 m ² の飲食店、 また新規に開業する飲食店は 屋内禁煙(喫煙室の設置可)	従業員のいる飲食店は例外なく 屋内禁煙(喫煙室の設置可)
小規模の飲食店 (個人経営店など)	資本金≤5000万円かつ 客席面積≤100 m ² の既存店は 標識を掲示すれば喫煙可 (期限つきの経過措置)	従業員がいない飲食店のみ (同居中の家族だけで営業する店) 標識を掲示すれば喫煙可
飲食店内での 加熱式タバコの扱い	「当分の間(期限は未定)」の経過措置として 加熱式タバコ専用の喫煙室内ならば飲食しながらの使用も可	
その他の施設 (オフィス、ホテルなど)	原則屋内禁煙(喫煙室の設置可)	
未成年者の保護規定	喫煙スペースへの立ち入り禁止	
罰則(行政処分)	管理者:50万円以下の過料 喫煙者:30万円以下の過料	管理者:5万円以下の過料 喫煙者:3万円以下の過料 (加熱式タバコには罰則適用せず)

改正後も国際レベルでは 1段階の改善

- 世界の186か国中、公衆の集まる場（public places）すべて（8種類）に屋内全面禁煙義務の法律があるのは55か国
- 日本は、屋内全面禁煙義務の法律がなく、区分は最低レベル

禁煙場所の数	国数	代表的な国
8種類すべて	55か国	英国、カナダ、ロシア、ブラジル等
6～7種類	23か国	ノルウェー、ハンガリー等
3～5種類	47か国	ポーランド、韓国等
0～2種類	61か国	日本、マレーシア等

公衆の集まる場

①医療施設

②大学以外の学校

③大学

④行政機関

（public places）とは、

⑤事業所

⑥飲食店

⑦バー

⑧公共交通機関